

労働者派遣法に関するマージン率の情報公開について

令和 8 年度 TIP composite 株式会社 関東事業所

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第 23 条 5 項の定めにより、以下の通り情報公開いたします。

許可年月日	平成 30 年 1 月 1 日
許可番号	派 20-300299
事業所名称	TIP composite 株式会社 関東事業所
事業所所在地	東京都千代田区内神田 2 丁目 3 番 9 号 翔和第 7 神田ビル 6F
派遣先数 (令和 8 年 6 月 1 日現在)	5 先
派遣労働者の数 (令和 8 年 6 月 1 日現在)	10 名
キャリアコンサルティングの相談窓口	TIP composite 株式会社 関東事業所 03-5256-2495

○対象期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

派遣労働者の数	11 名
派遣先数	5 先
令和 7 年度派遣料金の平均額	24,513 円/8 時間
令和 7 年度派遣社員の賃金の平均額	15,037 円/8 時間
マージン率	38.7%

【マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について】

管理費の中には、法定福利費（社会保険料等）、教育訓練費用（e ラーニング等）、資格や免許取得時の費用、定期健康診断・ストレスチェック費用（各年 1 回）、運営費、作業着、安全靴、ヘルメット、その他消耗品及び備品等の費用を含みます。

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- 雇入れ時、研修実施（ビジネスマナー研修、安全衛生教育、職場見学、製造基礎研修）
- 雇入れ後、研修実施（キャリアアップ支援のための教育・安全衛生教育）

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定の締結有無	あり（労使協定を締結している）
上記労使協定の有効期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	すべての派遣労働者